平成29年1０月吉日

**ＡＢＡ　おきなわ**

組　合　員　各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　沖縄県自動車車体整備協同組合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　西　江　　康

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公印省略）

**有償運行許可のための研修会開催（ご案内）**

　平成23年9月1日より、一般道・自動車道等における事故車等の排除業務を車積載車両で有償により行う場合は、有償運送の許可が必要になります。そこで、当会では、有償運送の許可条件である標記研修会を、下記のとおり開催致します。つきましては、車積載車両で有償により事故車等の排除業務を行う事業者、または有償運送許可を更新なさる事業者は標記研修会を受講していただきますよう、ご案内申し上げます。

記

１・研修日時：　　平成29年11月**1１**日（**土**）１３：００～１8：００

２・研修場所：　　組合事務所

　　　　　　　　　　　浦添市字港川512-20　２階　　ＴＥＬ　８７４－１９０４

３・研修費用：　　会　　費：**３，５００円**（更新・テキスト持参）

　　　　　　　　　新規会費：５，０００円　（テキスト代含む）

４・受講対象：　　事業主又は社員

※なお、多くの従業員にご理解頂くため、３年前と違う方を受講させてください。

５**・**必要書類：(研修当日持参)

**①任意保険証（写）：対人無制限**

**②許可を受ける車積載車の自動車検査証（写）**

**③有償運送許可証（写）**

**④自家用自動車有償運送許可申請委任状（事前に用紙を配布）**

**⑤有償運行許可研修テキスト（更新組合員）**

６.受付期間　　11月7日(火)までに返信 宜しくお願い致します。

車体組合　宛

※参加希望の方は、ご記入後　車体組合までご返送ください。

　　※**自家用自動車有償運送許可申請委任状（事前に用紙を配布致します。）**

車体組合**ＦＡＸ　８７４－１９０８**

貴社名

受講者

（※参考）

|  |
| --- |
| **有償運送許可条件**   * 国土交通省が指定する団体が実施する研修及び指導を受けていること。 * 車積載車の運行により生命又は身体の損害を受けた者一人につき、保険金額5,000万円以上の損害賠償責任保険契約等を凍結していること。 * 許可期間は、許可日から起算して3年以内   許可対象となる業身の範囲   * 道路上(一般道、自動車道)の事故車及び故障車 * 道路現場から、最寄りのディ－ラ－、整備工場、車両置き場 * 駐車場、サービスエリア、パーキングエリアからの移動は不可 |